

## 《景観審査会で必要となる資料・図書について》

景観審査会は協議書の内容についてより専門の見地から意見を述べるため、審査手続きにあつては協議書の他に次のような資料・図書の提出が必要となります。

※景観審査会での審査は、案件（文章）が景観計画（キーワード・作法）をどのようにその文脈に取り込み、どのような詳細設計（言葉）の積み重ねで構成され、都市の中で周囲とどのように調和するかを確認し、時に専門の見地から案件の構成に対し提案をするイメージで行われます。

段階	資料・図書の種類	明示する内容	備考
コンセプト	建築背景と目的 設計・開発のコンセプト デザインコンセプト	設計方針や案件に求められる機能（設備・形態・意匠）にどのように景観計画を反映させ、実際の設計（設備・形態・意匠）となるかというストーリーがわかる図書	
	工程表	工期、関係法令申請スケジュール等	
まちなみ	パース図・模型 ・まちなみ立面図 ・通り断面図 ・配置計画図 (周辺の街区、敷地を含める)	周辺の建物や既存街路樹等まちなみに対する計画案件（建築物）、新設植栽、フェンス等のスケール感・素材感・色彩の比較ができ、人通りや動線も含め実際の見え方がイメージできるもの	色彩については図面で示す際、着色し、マンセル値で表現すること（※各項目共通事項）
	低層部の詳細図	低層部（特に入口部分）のサイン、彫刻及びシンボルツリー等案件の象徴となるものと案件の関係・しつらえがわかるもの	パース若しくはまちなみ立面図の拡大版
詳細設計	外構計画の詳細	インターロッキング、タイル等の床面デザインを行う場合にはカタログだけでなくその割り当てがわかるもの その他門扉、塀、垣・さく、フェンス、緑地等の仕様・色彩・素材・配植のわかるもの	特に駐車場は左記だけでなく、「敷地外周部の詳細」を参考に修景・空間演出を検討し、拡大図に示すこと
	敷地外周部の詳細 (辻、道路境界、壁面後退部分等)	立地（物理的・景観的性質）により ①辻空間の演出（※1）を検討し拡大図に配置を示すこと ②主な道路境界及び壁面後退部の演出（※2）を検討し、拡大図に示すこと	※1：ベンチやスツールの設置等 ※2：歩道空間・ポケットパークの整備や植栽等
	サイン・広告物の詳細	素材・色彩等仕様がわかるもの	
	照明計画の詳細	色温度、照度分布、輝度、夜景演出の考え方がわかるもの	
市民との関わり	住民説明会議事録及び要旨	地域住民に説明会を開催した場合はその要旨（要望とそれに対する回答がわかるもの）	
	計画・完成後各段階での市民との関わり	市民団体等の参画の様子がわかるもの	

注：これらは一例であり、案件の規模・用途・立地（開発地の地理的・景観的性質）等により追加資料が必要になる場合があります。